

『緊急就職支援者雇用開発助成金』の 発動期間、平成15年9月30日までに

期間中に対象労働者を雇い入れた事業主を助成

- 厚 労 省 -

厚生労働省はこのほど、平成15年3月31日までの発動期間としていた緊急就職支援者雇用開発助成金を更に半年間、平成15年9月30日まで適用すると発表した。中高年齢労働者の雇用失業情勢を踏まえ、対象労働者の年齢の下限は、引き続き45歳としている。発動期間中に対象労働者を雇い入れた事業主には、半年間に支払った賃金相当額の4分の1（中小企業は3分の1）を助成する。また、雇用調整助成金のクーリング期間（間をおく期間）についても同年9月30日まで、その弾力的運行を行うとしている。上記2つの助成金は、雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合に発動し、中高年齢者の再就職促進や労働者の雇用維持を図るもの。その概要は次のとおり。

緊急就職支援者雇用開発助成金の適用について

- (1)発動期間：平成15年4月1日から平成15年9月30日まで
- (2)対象労働者：45歳以上60歳未満であって、雇用対策法又は高齢者雇用安定法に規定する再就職援助計画の対象者

(3)対象事業主：発動期間中に、対象労働者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主

(4)助成内容：半年間に支払った賃金相当額の4分の1（中小企業は3分の1）

雇用調整助成金のクーリング期間の特例措置の適用について

(1)発動期間：平成15年4月1日から平成

15年9月30日まで

(2)対象事業主：発動期間中に、本制度を利用した事業主

(3)措置の内容：クーリング期間については、原則、事業主が希望する利用期間（1年間）満了日の翌日から起算して、次に雇用調整助成金の制度を利用するまで1年以上期間をおく必要があるが、発動期間中においては、雇用調整の最終実施日の翌日から起算して1年間とすることができる。

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成することで、失業の予防を目的とした制度。

【対象事業主（例）】

一般事業主

（最近6か月の対前年同期比で、生産量10%減、雇用量不増）

経営基盤強化事業主、大型倒産等事業主の関連事業など

（最近3か月の対前年同期比で、生産量減少、雇用量不増）

【支給内容】

休業等

休業手当相当額の2分の1（中小企業3分の2）[教育訓練を行う場合+訓練費1,200円/人日]

*支給限度日数

一般事業主は最初に事業主が指定する期間（1年間）を含む3年間で150日まで（最初の1年間で100日分まで。）

経営基盤強化事業主は1年間で100日まで、大型倒産等事業主の関連事業主等は2年間で200日まで

出向

出向元で負担した賃金の2分の1（中小企業3分の2）

問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局 雇用開発課

Tel 03-5253-1111(代) 内線 5792

